

平成24年9月21日

長野市議会議長 柘 津 栄 喜 様

議会基本条例検証・議会活性化検討委員会

委員長 小 林 義 直

議会基本条例検証・議会活性化について（答申）

平成24年6月6日に貴職から諮問を受けました長野市議会基本条例の検証を踏まえた本市議会の活性化について、精力的かつ慎重に検討を重ねた結果、別紙のとおり集約いたしましたので、ここに答申します。

## I 答申に当たって

地方分権の進展、多様化する住民意思の反映など基礎自治体である市の役割は一層重要になっており、これに伴い、議会及び議員の果たすべき役割及び責務の重要性は、ますます増大しています。

議会は審議及び審査を通じて、市の意思の決定を行う機能と市長その他の執行機関の監視を行う機能を担っています。私たち長野市議会は、これらの機能を担う議会そして議員の役割と責務を明確にするとともに、その機能を充実強化するための決意表明として、平成21年9月に長野市議会基本条例を制定しました。

このような中、平成23年9月の選挙を経て新たな議員構成となったこと、また、議会基本条例の制定から2年が経過したことから、議会基本条例の検証と市議会の更なる活性化に向けて、会派等において検証項目の意見集約を行い、併せて検証項目について協議するための組織として、議会基本条例検証・議会活性化検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置されました。

検討委員会では、本年6月6日に議長から諮問を受け、議会基本条例の検証を踏まえ、長野市議会の改革及び活性化に関する事項について調査及び審議するため、これまで13回にわたる協議を精力的に行ってまいりました。もとより、委員各自の考え、会派の考えは様々であり、必ずしも一致するものばかりではありません。検討委員会では、各項目について、委員がそれぞれ意見を出し合い、討論を行う中で、可能な限りの調整を行い、取りまとめてまいりました。

市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与し、市民の信託に応えるため、議会基本条例第3条に掲げる基本方針と照らし、議会機能の更なる充実、より一層の議会の活性化に向け、議長の強いリーダーシップの下、答申内容の速やかな実現を望むものであります。

## Ⅱ 検討結果（具体的な取組）

### 1. 優先的に取り組む項目

#### （1）短期的（早急）に実現を目指す項目

##### ア 議会報告会の開催

- ① 市民に信頼される議会、より市民に身近な議会の実現に向け、情報公開と市民参画及び市民意見の把握と反映に努めるとともに、議会での議論の経過と議決に関する説明責任を果たすため、報告会を開催する。
- ② 議決事項の概要と審査経過の報告と質疑を柱に開催する。また、それらに関する市民からの意見の聴取を行う。
- ③ 初回の報告会は、開催に関する基本的事項がまとまり次第、平成25年春までの間に開催する。

##### 【付記事項】

議会報告会の開催時期、回数、場所、内容等の基本的事項については、委員間に意見の相違があったため、初回の報告会の開催前に改めて詳細について協議し決定する。また、これらの基本的事項については、今後、議会報告会を続ける中で、必要に応じて見直していくこととした。

##### イ 委員会記録のホームページでの公開

- ① 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の全委員会記録については、会議録検索システムを活用しホームページに公開する。
- ② 形式は全文掲載とするが、委員長及び副委員長の互選、委員会及び行政視察日程の調整、議会運営委員会における各委員会委員の選出に係る部分等については、必要に応じて要約での形式で掲載する。
- ③ 公開対象は、平成25年3月定例会以降に開催する全委員会の記録とする。ただし、長野市議会会議規則第106条の規定により秘密会の記録は、公開しない。

##### ウ 請願に関する情報のホームページ公開

- ① 採択された請願は、速やかにその全文をホームページに掲載公開する。
- ② 請願者の住所、団体名及び氏名は、原則として公開する。ただし、住所、団体名及び氏名の公開について請願者の同意が得られない場合は、それぞれ公開しないこととする。

##### 【付記事項】

採択された請願だけでなく、全ての請願をホームページで公開すべきとの意見があり、今後の検討課題とすることとした。

エ 本会議録及び委員会記録の速やかな公開

- ・本会議録及び委員会記録の作成については、反訳に関する新しい技術の導入、作業工程の改善について、研究を行い、費用対効果を考慮した中で、速やかな公開が図れるよう、作業期間の短縮に努める。

オ 行政視察報告書のホームページ公開

- ① 委員会は行政視察ののち、視察概要を報告書として取りまとめ、その全文をホームページに掲載公開する。
- ② 報告書の取りまとめに当たっては、各委員が書面で提出した所感を副委員長が取りまとめ、視察直後に開催される委員会において意見交換の上、成案とする。
- ③ 報告書には、視察区分、日程、視察者、随行者の氏名、視察先、視察事項、所感、課題、提言等を記載するものとする。

カ 請願提出者からの意見陳述と意見聴取

- ① 委員会は、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- ② 請願の窓口となる議員は、委員会審査において委員会が必要と認めた際には、参考人制度の活用により意見陳述をする機会又は意見聴取を受ける機会があることを提出者に説明するものとする。
- ③ 委員会は、請願提出者が委員会審査において意見陳述を希望する際は、その要否について判断するため、委員会を開催するものとする。

キ 傍聴者への資料提供等の充実

- ① 本会議の傍聴者に対し、新たに陳情文書表、請願処理結果報告、質問通告者一覧表、請願文書表、委員会付託表、最終日日程表、委員長報告、議会提出議案、副市長議案説明、部局長議案説明及び質問通告を、委員会の傍聴者に対し、理事者席表を配布する。
- ② 本会議及び委員会で傍聴者に対して用意する閲覧資料の部数を増やす。
- ③ ページ数の少ないパンフレット、概要版資料等については、可能な限り希望者に配布するよう努める。

ク 特別委員会からの提言書の提出

- ① 特別委員会は、調査に当たり更なる活性化に努める。
- ② 特別委員会は、必要の都度、委員長報告として調査経過及び結果を公表する。
- ③ 特別委員会は、調査に基づく政策提言を提言書として取りまとめ、市長等に提出する。なお、提言事項に関する議会としての合意形成に関する仕組みづくりについて、引き続き検討を行う。

ケ 会派代表者会議への無所属議員の関与

- ① 協議事項及び結果について、必要に応じて無所属議員に情報提供するものとする。
- ② 協議事項について、必要に応じて無所属議員の意見を求めるものとする。

コ 議会基本条例等に関する研修の開催

- ① 議員改選後には、速やかに全議員を対象とした議会基本条例に関する研修を行う。
- ② 議員の資質向上のため、必要に応じて、先進的な取組をしている議会の議員、学識経験者等を講師招聘し、研修会を開催する。

**(2) 中期的（おおむね1年以内）に実現を目指す項目**

- ア 議員間討議の積み重ねによる委員会審査の充実
- イ インターネット放送局「愛TVながの」を活用した議会広報の展開
- ウ 議会ホームページの充実

**(3) 長期的（おおむね2～3年以内）に実現を目指す項目**

- ア 決算特別委員会の役割、在り方の検討

## 2. 今後の検討課題とする項目

**(1) 中期的（おおむね1年以内）に検討する項目**

- ア 議長、副議長の任期及び会派所属に関する検討並びに所信表明会の中継の検討
- イ 検討会等のルール化の検討
- ウ 政務調査費の使途基準の検討

**(2) 長期的（おおむね2～3年以内）に検討する項目**

- ア 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件の検討
- イ 通年議会の導入に関する検討
- ウ 法規担当職員の配置等による事務局体制の充実
- エ 市民団体・地域住民の意見・要望を市政に反映させる仕組みづくりの検討
- オ 自治基本条例の制定に向けた研究検討
- カ 議会の夜間・休日開催の検討
- キ ながの市議会だよりの文字の拡大等の検討
- ク 予算審査の在り方の検討
- ケ 議会図書室の充実に向けた検討

### 3. 答申内容の実現及び議会活性化に向けて

- ・議会の活性化を継続して推進するための体制を検討する。

### 4. その他

- ・議員定数及び議員報酬については、種々の意見があり、別途研究することとした。

## Ⅲ 審議経過

平成24年5月30日の議会運営委員会において、長野市議会基本条例の検証を踏まえ、市議会の活性化に係る取組について検討するため、議長の諮問機関として、「議会基本条例検証・議会活性化検討委員会」の設置を了承。

同年6月6日に議長から諮問を受け、市議会活性化に向けて協議を開始。

審議経過については、以下のとおり。

番号	年 月 日	説 明
(1)	平成24年6月6日	正副委員長互選 協議方法及びスケジュールについて決定 会派に対して検討項目に関する意向調査を依頼
(2)	平成24年6月26日	検討項目に関する会派意向調査の集約結果を提示 検討項目の優先順について協議①（項目1～29）
(3)	平成24年7月6日	検討項目の優先順について協議②（項目30～44）
(4)	平成24年7月13日	検討項目の優先順について協議③（項目45～61）
(5)	平成24年7月20日	検討項目の整理について協議①（整理番号1～11） （優先的に議論する項目の選定及び実現すべき時期の確認）
(6)	平成24年7月27日	検討項目の整理について協議②（整理番号12～20）
(7)	平成24年8月3日	検討項目の整理について協議③（整理番号21～29）
(8)	平成24年8月8日	検討項目の整理について協議④（会派確認案件）

(9)	平成24年 8 月17日	優先項目の具体策の検討①（整理番号 1・2・7・9）
(10)	平成24年 8 月24日	優先項目の具体策の検討②（整理番号11・12・13-1・18）
(11)	平成24年 8 月29日	優先項目の具体策の検討③（整理番号21・22・会派確認案件）
(12)	平成24年 9 月 3 日	答申案の調整
(13)	平成24年 9 月 7 日	答申案の確認
(14)	平成24年 9 月21日	答申

#### IV 参考資料

資料 1 議会基本条例検証・議会活性化検討委員会の概要

資料 2 議会基本条例検証・議会活性化検討委員会 委員名簿

## 議会基本条例検証・議会活性化検討委員会の概要

区分	内 容	
招集権者	<p>検討委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、初回の委員会は議長が招集する。</p> <p>検討委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等を明らかにしなければならない。</p>	
期 間	<p>おおむね平成24年9月定例会までとする。</p>	
スケジュール及び議会運営委員会との関係	<p>検討委員会は、おおむね平成24年9月定例会までに、長野市議会の活性化に関する当面の取り組むべき事項について議長宛てに答申するものとする。議長は、検討委員会からの答申を受けたときは、議会運営委員会に諮り、答申内容の実行の可否について協議を求める。</p> <p>議会の活性化に関する条例、規則等の整備については議会運営委員会が所管する。</p>	
委員長及び副委員長	<p>検討委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p>	
会 議	定足数	<p>検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p>
	委員外議員及びオブザーバー	<p>委員が欠席する場合は、その所属会派の他の議員が委員外議員として委員会に出席することができる。この場合は、事前に委員長に連絡するものとする。</p> <p>委員以外の無所属議員は、オブザーバーとして出席することができる。この場合の発言及び表決権の取扱いは、議会運営委員会の例による。</p>
	表決	<p>検討委員会の議事の決定は、原則として全会一致とする。</p>
	公開及び記録	<p>検討委員会の会議は公開とする。ただし、検討委員会の議決により秘密会とすることができる。</p> <p>委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。</p>

# 議会基本条例検証・議会活性化 検討委員会 委員名簿

委員氏名	会派名
小林 義直	新友会
小林 治晴	新友会
中野 清史	新友会
野本 靖	新友会
小泉 栄正	新友会
野々村博美	共産党
近藤 満里	公明党
倉野 立人	改革ながの
布目裕喜雄	市民ネット
西村 裕子	無所属